資料９

令和８年度第１４回（令和８年１０月２０日）庁議提案

□審議　☑報告　□その他

担当部・課：総務部人事課〔内線４０６６〕

１　件名

職員の軽装勤務の通年化について

２　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、夏季期間（５月～１０月）に限り職員の軽装勤務を実施しているが、近年、働き方改革や環境負荷低減の取組の一つとして、通年で軽装勤務を実施している自治体が増加している。

また、令和７年度に実施した業務改善提案制度において、軽装勤務の通年化が提案されている。

【目的】

職員の執務能率の維持及び働きやすさの向上等を図るため、軽装勤務の通年化を試行的に実施するもの。

３　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☑有　□無】

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

石巻市職員服務規程（平成１７年石巻市４月訓令第３５号）

【総合計画の位置付け：□有　☑無】

【個別計画の位置付け：☑有　□無】

石巻市環境基本計画（令和８年３月策定）

４　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和８年１月～軽装勤務の通年化の検討

令和８年９月　実施自治体への調査

５　主な内容

１　試行開始日

令和８年１１月１日（日）

２　基本方針

(1) 気候・仕事環境・体調等に応じて、職員が快適に勤務できる服装とする。

(2) 公務員としての信用と品位を損なわず、市民等に不快感を与えない、その職務に応じた清潔感のある適切な身だしなみとする。

(3) ＴＰＯ（時・場所・場合）をわきまえた服装とする。

軽装の例：ノーネクタイ、ノージャケット、ポロシャツ、チノパン等

３　その他

ノーネクタイ、ノージャケットを可能とするが、夏季期間（５月～１０月）を除き、以下の場合などはネクタイ、ジャケットを着用するものとする。

(1) 式典、儀式等、社会通念上必要と考えられる場

(2) 市民等、本市職員以外の方が参加する会議・研修会等の場

(3) 出張等の場　など

６　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

職員の執務能率の維持及び働きやすさの向上が図られるほか、石巻市環境基本計画「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げる環境負荷低減・脱炭素社会の実現に向けた、環境配慮型の働き方が推進される。

【市財政への負担】

なし

７　他の自治体の政策との比較検討

宮城県　令和８年８月から実施
仙台市　令和７年１１月から実施
角田市　令和６年１１月から試行実施、令和７年４月から本格実施
名取市　令和４年１１月から実施　など

８　今後の予定及び施行予定年月日

令和８年１０月　第８回定例記者会見で市民への周知
令和８年１１月　試行実施（庁内にチラシを掲示）
～令和９年４月
令和９年５月～　本格実施予定

９　その他

来庁者の皆様へ

石巻市では、職員の執務能率の維持及び働きやすさの向上並びに環境配慮型の働き方の推進のため、令和８年１１月から、年間を通じて軽装での勤務を試行的に実施しております。

【基本方針】

(1) 気候・仕事環境・体調等に応じて、職員が快適に勤務できる服装とします。

(2) 公務員としての信用と品位を損なわず、市民等に不快感を与えない、その職務に応じた清潔感のある適切な身だしなみとします。

(3) ＴＰＯ（時・場所・場合）をわきまえた服装とします。
軽装の例：ノーネクタイ、ノージャケット、ポロシャツ、チノパン等

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

